

## 第2回 滋賀県特別職報酬等審議会 議事録

- 1 日 時 : 令和6年12月23日(月) 13:55~14:55
- 2 場 所 : 滋賀県庁本館 4-A会議室
- 3 議 題 : 知事および副知事の給料ならびに議員の議員報酬について  
知事および副知事の退職手当について  
答申内容について
- 4 出席委員 : 市村あつ、川松有美、真山達志、村井米男、山本久子  
(五十音順、敬称略)  
委員6名中5名出席、白木宏司委員欠席
- 5 資 料 : 令和6年度第2回滋賀県特別職報酬等審議会 資料

### 6 会議概要 :

#### (1) 委員の出欠および審議会成立の確認

事務局 : 滋賀県特別職報酬等審議会規則第3条第3項の規定によりますと、「会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。」こととされておりますが、本日は、白木委員がご欠席ですが、半数以上の方が出席されておりますので、この審議会が審議会規則の規定に従い成立していることを確認しておきます。

#### (2) 審議

<事務局が「令和6年度第2回滋賀県特別職報酬等審議会 資料」に基づき、知事および副知事の給料ならびに議員の議員報酬について説明し、欠席委員から提出された意見書を紹介しました。>

#### <質疑および意見>

会長 : 従来からのやり方が類似団体に合わせるとのことなので、それを使いながら案を考えると議論の余地がないという気がしてしまっていますが、考え方としてこれでよいか、金額的にも妥当な線か、といった点について御意見をいただければと思います。

事務局からは2つの案をお示しいただいています。基本的な考え方としては、一般職の給与の改定率を基準にしているわけですが、一般職の場合は改定率が累積されているわけですが、特別職については前回の審議会に据置きという答申がありましたのでそこをスタートにするか、前回の改定以降をスタートにするかということで2案をお示しいただいています。

一般職の改定率に準拠するのであれば、一般職がどれだけ変わったかということのをそのまま適用すればよいということになるので、今の金額が決まって以降ということだと、5.37%という累積改定率でいくのが自然の計算の仕方かなと思います。あえて前回審議会開催後のみに限定するという理由は何なのかとなってしまいます。

A委員 : 案①で問題ないと思います。

バランスはよいが、すべて横並びとするなら、審議会を開催する意味があるのかとも思います。インセンティブがなく後付けのような形でしてしまうというのは企業にいと多少の違和感があります。4年間で何をしたかによって励みになるものがあった方がいいと思うところではありますが、今回はこれでもよいと思います。全国横並びというのは違和感がありますが、せっかく頑張っていたのだから上げていただきたいというのが民意ですし、経済状況が悪いときにはそれなりにしてあるわけでしょうから、今回は案①でよいと思います。

会長 : 例えば、基本的な金額は決めておいて、4年間で終わった段階で特別なボーナスがつくなど頑張った分の報酬が支払われるというのも仕組みとしてはありうるのかもしれませんが、今回の諮問事項は金額をどうするかということなので、現時点ではこの金額でいいたろうというものを出したうえで、今後こういう決め方を未来永劫続けていくのかという課題があることを意見として付けることは可能かと思えます。

答申としては案①ということによろしいでしょうか。

各委員 : 異議なし。

会長 : それでは、前回改定時からこれまでの一般職の給与の累積改定率を適用し、万単位とするため端数の調整をすると、知事の実際の改定率は5.6%となりますが、以下、従前と同じ考え方で、副知事、議長、副議長、議員の金額を決めていくとこのような金額になります。

出てきた金額を見ますと、従来比較してきた人口・財政規模類似団体の中では上位の方に入りますが、一方で、今回注目しました地域手当の支給割合の同一団体の中でいいますとそれほど突出はしていないということです。

単純に類似団体に合わせたということではなく、数字自体は一般職の給与の改定率で計算して出てきた数字が、結果として妥当な水準に収まっていたというところです。

それでは確認ですが、知事が132万円、副知事が103万円、議員が84万円ということになります。

それでは給料の額が決まりましたので、前回の議論にもありましたように、給料の額が引き上がりますと退職手当の額もボンと大きく上がるということもありますので、退職手当については4年間の総支給額も考慮して考えるという御意見もありました。退職手当の額について、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局が「令和6年度第2回滋賀県特別職報酬等審議会 資料」に基づき、知事および副知事の退職手当について説明し、欠席委員から提出された意見書を紹介しました。>

<質疑および意見>

会長 : 平成29年度に公務員の方が民間と比較して高めだったということで調整率

が下げられていますが、先ほど給料そのものについて一般職の改定率を採用しましたので、同様の考え方で退職手当についても一般職の調整率が下がったのと同じような割合を知事の支給割合に当てはめて計算してみると、結果的に4年間の支給総額は人口・財政規模類似団体ないし地域手当の支給割合同一団体との比較で妥当な線に収まったという内容になっています。それが案①です。

案②は、そのままの支給割合でいきますと、当然ながら給料が上がった分が退職手当に跳ね返りますので、相当金額が上がるというところです。

B委員 : 案①がよいと思います。

A委員 : 私も案①がよいと思います。

会長 : 先ほどの給料と同様に、一般職の給与改定あるいは退職手当の調整率の改定を踏まえてそれに準じる。それで出てきた金額について人口・財政規模類似団体や地域手当の支給割合同一団体との比較において突出した額にならないかということを見て、妥当であるということになります。

それでは、知事につきましては、改定後の退職手当が35,988,480円、支給割合を56.8%にする、という案、副知事につきましては、改定後の退職手当が19,479,360円、支給割合を39.4%にする、という案としてよろしいでしょうか。

各委員 : 異議なし。

会長 : では、退職手当については以上のようにさせていただきたいと思います。

実施の時期については、条例改正が必要であり議会の議決を必要としますので、令和7年4月1日から実施すべしとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 : 異議なし。

会長 : ありがとうございます。それでは、答申する額もほぼまとまりましたので、次に答申文について御検討いただきたいと思いますと思いますが、事務局に作成いただく必要がありますので、ここで10分程度休憩を取らせていただきます。

<休憩>

会長 : それでは再開いたします。お手元に答申文の案を配付いたしましたので、まず事務局から説明をお願いいたします。

<事務局が答申文案について説明しました。>

会長 : このような内容でいかがでしょうか。

各委員 : 異議なし。

会長 : では、答申の本体についてはご異議なしとさせていただきます。

附帯意見として、これまでの議論で何か付けた方がいいというものがありましたらお願いいたします。

先ほどから御指摘がありましたが、時々集まって金額を決めて終わり、というパターンをいつまでも続けていくことをよしとするのか、もう少し知事の給

与のあり方そのものを検討するような場を設けるべきなのか、報酬等審議会の委員という立場から何か一言言っておく必要があるのであれば、「今後の給与の決め方について検討が必要ではないか」といった附帯意見を付けることは可能かと思います。

B委員：民間であれば売上げが上がれば社長が頑張ったという評価につながるのかもしれないが、行政は頑張れば頑張るほど支出は増えていくしそんなに収入が増えるわけではないですね。何をもとに評価するのかというのは非常に難しいですし、県民によって意見もまちまちだと思います。給与の決め方を議論すること自体が難しいのではないのでしょうか。

会長：民間や県民の感覚からすると、今の決め方がすごく合理的だと思う人はいないと思います。しかしながら、それに代わる方法があるかといわれると困ってしまいます。本審議会としてどこまで言及するべきか、御意見はありますでしょうか。

C委員：変えていくためには意見として挙げておく方がいいとは思いますが、代替案がないのであれば難しいなとも思います。

D委員：開催時期について一定の指針があった方がよいという意見もありましたが、決めてしまうとそれに引っ張られてしまいます。消費者物価の状況や国の方針などがあって生活があると思うので、あまり型にはめないで必要な時に皆さんの意見をまとめる方がよいと思います。

会長：開催時期やインターバルについても今後検討すべき課題だと思います。昨今の社会経済情勢がどんどん変わっていく中では、もう少し頻繁に検討する必要もあるでしょうし、検討する基準や考え方についても柔軟に変えていく必要もあるかもしれません。

この審議会は少人数で回数も少ないですが、人事委員会や人事院は非常に専門的な観点から経済情勢や賃金などを調べて、国家公務員や地方公務員の給与水準が決まっていますので、それに準拠していけばそんなに世の中の動きから外れたものにはならないとは思いますが。

附帯意見に書くとしても、どのように書くか難しいところですね。

B委員：よっぽど「こういうふうに変えるべきだ」というのがあって、「改めてちゃんと議論しないとイケない」と積極的に言えるのであればいいんですけども、個人的には今のやり方が合理的な決め方だと思っていますので、書くのであれば書いてもいいですが、積極的に書く必要があるとまでは考えません。

会長：では、委員の皆さんの御意見は議事録に残し、答申にまでは書かないということよろしいでしょうか。今回は現時点で考えられる合理的な方法で審議会として判断したということで、答申本文には書かないということでお認めいただけますでしょうか。

各委員：異議なし。

会長：では、先ほど配付された答申文案から「4 附帯意見等」を削除したものを本審議会の答申とさせていただきますと思います。最終的な表現等微調整が発生しました場合は、事務局と私に一任いただいでよろしいでしょうか。

各委員 : 異議なし。

会長 : ありがとうございます。

知事に対する答申につきましては、12月26日10時からの予定となっておりますが、私が県庁に出向きまして、知事に答申することとなりますので、ご承知おきください。

以上をもちまして、本日の審議を終わります。

2日間という短い時間ではありましたが、皆様の御協力のおかげをもちまして、非常に有意義な議論が円滑にできたと思います。ありがとうございました。

### (3) 総務部長あいさつ

閉会にあたりまして、一言御礼申し上げます。

委員の皆様には、2回という非常に短い審議時間であったにもかかわらず、活発に御議論いただきまして誠にありがとうございました。

委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、後日、会長から知事へ答申をしていただきます。

本審議会につきましては、これが最後となりますが、今後とも本県行政の発展のため、皆様方の御協力をお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。